

藤沢ジャンボゴルフご利用のお客様へ

「プリペイドカード（有償）」払戻しの重要なお知らせ

2016年12月31日（土）22：00をもちまして、藤沢ジャンボゴルフにおける「プリペイドカード（有償）」の発行業務を廃止したことに伴い、「プリペイドカード（有償）」サービスを終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律20条第1項に基づき、未使用残高の払戻しを行うことになりましたので、未使用残高のある「プリペイドカード（有償）」をお持ちのお客様は、期限内に払戻しのお申し出をいただきますようお願い申し上げます。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者
櫻井興業株式会社

○払戻しに係る前払式支払手段の種類

「プリペイドカード（有償）」カード表示額

2050・3100・5300・11000・23000・3000・5000・10000・20000 以上 9種類



○払戻しの申出受付期間

2017年1月1日（日）7：00～2019年12月31日（火）17：00

※上記申出受付期間内にお申し出いただけない場合には、当払戻し手続きから除斥されますのでご注意ください。

○払戻しの申出の方法及び払戻しの方法

払戻しの申出期間内に「プリペイドカード（有償）」をご持参の上、藤沢ジャンボゴルフフロントスタッフまでお申し出ください。

カード内未使用残高を確認の上、お手持ちのリライトカード（ジャンボカード）にJ度数として入金させていただきます。リライトカード（ジャンボカード）をお持ちでない方には、その場で発行いたします。

リライトカード（ジャンボカード）の発行を希望されない方には、所定の書類に必要事項をご記入いただき、現金書留にて払戻しいたします。現金書留送料は弊社が負担いたします。

○本件に関する問合せ先

神奈川県藤沢市遠藤 3415

藤沢ジャンボゴルフ TEL：0466-48-6611

（平日8：00～22：00 土日祝日7：00～22：00）

以上

2017年1月1日

〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 3415
櫻井興業株式会社